

# 消防法施行規則の一部を改正する省令について

消防法改正は平成21年12月1日から施行される予定です。

その中で「高輝度蓄光式誘導標識」に関する項目をまとめました。  
消防法改正のきっかけの一つとなった「大阪市個室ビデオ店火災」などの固有名詞が記載されていますが、法令の対象施設は広範囲にわたります。

1. カラオケボックスや個室ビデオ店などの施設火災による改正	施行日・経過措置	猶予期間
<p>雑居ビルやカラオケボックスなどの廊下や通路の床面付近等に通路誘導灯の設置が義務付けられます。ただし、「高輝度蓄光式誘導標識」もしくは「光を発する帯状の標示など」を設置すれば誘導灯の設置が免除されます。</p> <p>消防庁長官が定める、蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目としての事項を定める。</p> <p>ア) 蓄光式誘導標識は、「高輝度蓄光式誘導標識」とすること。 イ) 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。 ウ) 廊下及び通路の各部分から蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートルとなる箇所及び曲り角に設けること。 エ) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。 オ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしい、又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。</p>	平成21年12月1日から施行	平成21年12月1日において自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯に係る技術上の基準に適合しないこととなる防火対象物については、平成22年11月30日までの間は、猶予期間があります。
2. 停電時の長時間避難に対応した誘導表示、大規模建物・高層ビル・地下街や地下駅・空港等の施設に対応した誘導表示に係る改正	施行日・経過措置	猶予期間
<p>地下駅の乗場やこれに通じる階段・通路に60分間作動する誘導灯が義務付けられます。ただし、「高輝度蓄光式誘導標識」を設置すれば既存誘導灯(20分間作動)のままで構いません。</p> <p>大規模・高層の防火対象物、地下街、地下駅舎などに60分間作動する誘導灯の設置が義務付けられます。ただし、「高輝度蓄光式誘導標識」を設置すれば既存誘導灯(20分間作動)のままで構いません。対象施設は、平成11年以前に建築された大規模・高層の防火対象物、地下街・地下駅舎等です。(平成11年以降に建築された対象施設は、すでに60分間作動の誘導灯が設置されています。)</p> <p>消防庁長官が定める、蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目としての事項を定める。</p> <p>ア) 蓄光式誘導標識は、「高輝度蓄光式誘導標識」とすること。 イ) 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所に設けること。 ウ) 廊下及び通路の各部分から蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5メートルとなる箇所及び曲り角に設けること。 エ) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。 オ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしい、又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。</p>	平成22年9月1日から施行	平成22年9月1日において誘導灯に係る技術上の基準に適合しないこととなる防火対象物については、平成24年8月31日までの間は、猶予期間があります。
3. フランチャイズチェーン店やコンビニエンスストア等の小規模店舗の誘導灯に係る改正	施行日・経過措置	猶予期間
<p>次の3つの条件を満たす居室については、誘導灯の設置が免除されます。</p> <p>1) 「高輝度蓄光式誘導標識」を設置している。 2) 避難口を容易に見通し識別することができ、室内の各部から避難口までの歩行距離が30m以下である。 3) 直接地上に通じる出入口がある。</p> <p>従来、誘導灯の設置義務の有無は施設単位(建物を一つの単位)での判断でしたが、改正後は居室単位(用途に係らず壁で区切られた一つの部屋単位)での判断となります。</p> <p>消防庁長官が定める、蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目としての事項を定める。</p> <p>ア) 蓄光式誘導標識は、「高輝度蓄光式誘導標識」とすること。 イ) 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。 ウ) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。 エ) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしい、又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。</p>	平成21年12月1日から施行	平成21年12月1日において自動火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯に係る技術上の基準に適合しないこととなる防火対象物については、平成22年11月30日までの間は、猶予期間があります。